

### 第3回 檜葉町復興整備協議会特別会議 議事録

日 時	平成27年1月28日(水) 13:30~13:50		
場 所	福島県庁西庁舎12階 講堂		
復興整備事業	檜葉町復興整備計画変更(案)について 2haを超える農地転用が必要となる土地利用方針の変更について		
出席者	復興庁	福島復興局参事官	堀川 昌昭
	農林水産省	東北農政局農村計画部農村振興課長	清水 一教
	福島県	企画調整部土地・水調整課長	大楯 一夫
		企画調整部地域政策課長	鳴原 孝之
		農林水産部農業担い手課長	大竹 浩二
		土木部参事(復興・まちづくり担当)	梅津 達男
		土木部都市計画課長	関根 康孝
		土木部まちづくり推進課長	木村 勝美
	檜葉町	住民福祉課長補佐	横田 浩秀
		住民福祉課保健衛生係長	玉根 幸恵

#### ○協議内容

##### 1 開会(檜葉町建設課都市計画係長)

- ・出席者紹介
- ・会議の公開についての報告
- ・傍聴人への注意事項
- ・議長紹介

檜葉町復興整備協議会規約第6条第3項の規定により、檜葉町住民福祉課長補佐が議長となる。

##### 2 議長あいさつ(議長:檜葉町住民福祉課長補佐)

##### 3 議事

(議長:檜葉町住民福祉課長補佐)

それでは、檜葉町の現状と課題について、檜葉町から説明願います。

(説明者:檜葉町住民福祉課保健衛生係長)

それでは、檜葉町の現状と課題についてご説明申し上げます。

【別紙「現状と課題」により説明】

(議長：檜葉町住民福祉課長補佐)

ただいまの説明について、ご意見・ご質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し

(議長：檜葉町住民福祉課長補佐)

それでは、檜葉町から復興整備計画変更（案）について説明願います。

(説明者：檜葉町住民福祉課保健衛生係長)

それでは、檜葉町復興整備計画変更（案）についてご説明申し上げます。

【様式第2及び構想図、総括図、様式第8により説明】

(議長：檜葉町住民福祉課長補佐)

ただいまの説明について、ご意見・ご質問はございませんか。

(質問者：東北農政局農村計画部農村振興課長)

冒頭に檜葉町の現状について説明があったが、その時に防災集団移転促進事業を町内3ヶ所に計画しているという説明だったが、復興整備計画案をみたところ、防災集団移転促進事業及び災害住宅整備事業の中に「一ツ屋団地」とあるが、その他にもあるということか？その関係がよくわからない。

(回答者：事務局)

町内3ヶ所に防災集団移転に伴う住宅整備は計画しています。10月2日に開催した整備協議会で、1ヶ所についてはお諮りして承認はいただいています。1ヶ所については計画地が原野となっています。もう1ヶ所は次回以降の復興整備協議会で認可をいただきたいと考えております。

(質問者：東北農政局農村計画部農村振興課長)

転用があるものが何ヶ所なのかわからなかったため、現状の説明とこれまで進んだものと今後の事等の関係性がわからなかった。

(質問者：土木部参事)

質問に関して、復興整備計画案6ページの土地利用構想図のオレンジ色3ヶ所がこれ

にあたると思います。そのうち1ヶ所の一ツ屋団地は計画の既存に位置付けるということが良いか？

(質問者：東北農政局農村計画部農村振興課長)

3ヶ所で計画して、27年度で事業完了予定と書いてあるので、ここで終わるのか、この先も続くのか？

(回答者：事務局)

土地利用構想図のオレンジ3ヶ所中、中ほどが一ツ屋団地です。10月2日の復興整備協議会で農地転用について協議し、承認をいただいております。Jヴィレッジ右隣の箇所は原野なので、農地転用案件ではありません。今回、診療所用地(コンパクトタウン)として進めるところの脇に防災集団移転促進事業及び災害公営住宅を整備したいと考えていますので、次回以降の協議会で諮りたいと考えています。

(質問者：東北農政局農村計画部農村振興課長)

3ヶ所に計画していると記載してあるが、災害公営住宅32戸、住宅敷地7戸。この数字が戸数になるのか。

(回答者：事務局)

復興整備計画(案)2ページの集団移転促進事業に位置付けるものとしています。

32戸については、防災集団移転事業に伴う住宅整備の戸数です。地震によって、家屋を滅失した方に対する災害公営住宅についてはその後同地区に計画していきたいと考えております。

(質問者：東北農政局農村計画部農村振興課長)

戸数が増えるということですね。了解しました。

(議長：檜葉町住民福祉課長補佐)

他にご意見・ご質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し

(議長：檜葉町住民福祉課長補佐)

土地利用方針については、復興特区法第49条第1項の規定により、農林資産大臣の同意を得ることとなっておりますが、東北農政局の清水様、土地利用方針について同意する

ことに御異議ございませんか。

(出席者：東北農政局農村計画部農村振興課長)

異議ございません。

(議長：檜葉町住民福祉課長補佐)

土地利用方針につきましては、農林水産大臣の同意をいただいたものとします。

以上で、議事を終了いたします。

尚、本日協議しました「檜葉町復興整備計画変更案」については、異議ないものとし、復興特区法第50条第1項の規定に基づき計画を公表することで農地転用の許可があったものとみなされます。計画については、来週2月3日(火)に町HP等で公表したいと考えております。

以上で、議事を終了いたします。

#### 4 閉会（檜葉町建設課都市計画係長）

##### ○協議結果

2haを超える農地転用が必要となる土地利用方針の変更について、東日本大震災復興特別区域法第49条第1項の規定に基づく農林水産大臣の同意を得た。